第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度がスタートして 21 年が経過する中、介護サービス利用者及び介護サービス提供事業者も大きく増加し、高齢者の生活の支えとして定着・発展しています。

その間、高齢者人口の動向、介護保険サービスの利用状況、高齢者のニーズ等にあわせて、高齢者福祉施策・介護保険制度の見直しが行われ、市町村の介護保険事業計画においては、第5期計画以降、団塊の世代が75歳以上となる2025年までを見据えた「地域包括ケアシステムの構築」が目指されてきました。

そのため、本市においても第5期介護保険事業計画から、その理念に「人として尊重され、地域の支えあいにより安心して暮らせるまち」を掲げ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される体制づくりを進めてきました。

また、国においては、高齢者、子ども、障がい者など、対象分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指すとしています。

本市においても、この「地域共生社会」の考え方を踏まえつつ、継続して地域包括ケアシステムの深化・実現を目指すとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには、その子ども(団塊ジュニア)世代が65歳となる2040年を見据え、人として尊重され、地域の支えあいにより安心して暮らせるまちを目指して、やつしろ・げんき健康プラン(八代市高齢者福祉計画・八代市第8期介護保険事業計画)を策定するものです。

2. 制度の概要と計画の変遷

第1期(平成12~14年度)

第2期(平成15~17年度)

第3期(平成18~20年度)

第4期(平成21~23年度)

第5期(平成24~26年度)

第6期(平成27~29年度)

第7期(平成 30~令和2年 度)

第8期(令和3~5年度)

介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定

新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入

高齢者医療確保法施行(特定健診の導入、老人保健 事業の健康増進事業への移行)

「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和7年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行(在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化(認知症初期集中支援推進事業)など)

地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持 続可能性の確保への取組

- ◆介護予防・健康づくりの推進
- ◆共生社会の実現に向けた体制づくり
- ◆認知症「共生」・「予防」の推進

	第5期	第6期	第7期	第8期	
	(平成 24~26 年度)	(平成 27~29 年度)	(平成30~令和2年度)	(令和3~5年度)	
			けた対応		
高齢者・介護保険制度等	●地域包括ケアの確立 ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護の連携推進 ・生活支援サービス の充実		<地域包括ケアの深化> ◎地域包括ケアシステムの深化・推進 ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・医療介護の連携の推進 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ◎介護保険制度の持続可能性の確保 2015~2025年) (認知症サポート) 介護等の提供	■第8期計画に 向けた課題 ・2025 年以降の理世代の急減 ■現状の課題 ○本人・家族・介護予防、健康づら ・家族支援、虐待防 ・家族支援、虐待防 ・支え手 ・保険者機能の強何 ・地域共生社会の写 ・多職種連携/ICT	く方 と実現
その他		・「地域共生社会」の	Fの包括的な支援 rア、8050問題)等への対応 実現 016 年)「安心につながる社会		

3. 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画として、両計画を一体的に策定します。

(2)計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今回策定する第8期 介護保険事業計画の期間は令和3 (2021) ~5 (2023) 年度となります。

また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備を行うことから、同様に3年間を計画期間と定めます。

■計画期間■

平成30	令和元	令和 2	令和3	令和4	令和5	令和 6	令和7	令和8
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
第7期計画								
215 - 777 11								
			第8期計画					
				第9期計画			国	

(3) 計画策定体制

①介護保険事業計画等策定・評価審議会への諮問

この計画の策定にあたっては、幅広い意見を聞くため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会を設置し、介護保険事業における現状と課題、第8期に向けた介護保険サービスの利用量や施設等の整備量などについて協議を行いました。

②各種調査の実施

市民の日常生活の状況や健康状態等を把握し、今後の高齢者の保健福祉施策に活かすことを目的として、令和元年 12 月から令和2年2月にかけて「在宅介護実態調査」、令和2年1月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、令和2年7月から9月にかけて「介護人材調査」、令和2年9月に「在宅生活改善調査」を実施しました。

③パブリックコメントの実施

計画素案に対して、市民から幅広い意見を聴取するために、令和2年12月25日から令和3年1月15日までパブリックコメントを実施しました。

④地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を図るために設置している当委員会から、第8期に新たに整備を計画するサービスの種類、箇所(定員)数、整備圏域の目安等について意見を聴取しました。

(4)他の計画との関係

本計画は、「第2次八代市総合計画」及び「みんなのえがお八代プラン(第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画)」を上位計画として、「第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画」など、他の関連する計画や熊本県が策定する「第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「第7次熊本県保健医療計画」と連携及び整合を図って策定するものです。

